

平成22年1月29日

授業料免除申請者 各位

大阪大学総長

平成21年度後期分授業料免除の  
判定結果について（通知）

標記のことについて、全額免除者、半額免除者を別紙2-2のとおり決定しましたので通知します。

なお、通知内容は下記のとおりです。

記

区 分	通 知 内 容
全額免除	後期分授業料を全額免除とする。
半額免除	後期分授業料を半額免除とする。

\* 不許可者の通知は行いません。

[半額免除・免除不許可の場合の授業料納付方法]

- ・ 口座振替の手続きをしている者  
授業料相当額を所定の預金口座に平成22年2月23日までに入金してください。23日を超える場合は3月上旬頃、大学より本人宛に振込依頼書を郵送しますので、速やかに本学指定口座へ振り込んでください。
- ・ 口座振替の手続きをしていない者  
大学より本人あてに振込依頼書を郵送しますので、速やかに本学指定口座へ振り込んでください。

平成22年1月29日

授業料徴収猶予申請者 各位

大阪大学総長

平成21年度後期分授業料徴収猶予の  
判定結果について（通知）

標記のことについて、徴収猶予者を別紙4-2のとおり決定しましたので通知します。  
なお、通知内容は下記のとおりです。

記

区 分	通 知 内 容
猶予可	後期分授業料徴収猶予を許可とする。
不許可	後期分授業料徴収猶予を不許可とする。

（授業料納付方法）

○許可された者

平成22年2月23日まで、後期分授業料の徴収が猶予されます。

口座振替の手続きをしている者

授業料相当額を所定の預金口座に平成22年2月23日までに入金してください。23日を超える場合は3月上旬頃、大学より本人宛に振込依頼書を郵送しますので、速やかに本学指定口座へ振り込んでください。

口座振替の手続きをしていない者

大学より本人あてに振込依頼書を郵送しますので、平成22年2月23日までに本学指定口座へ振り込んでください。

○不許可となった者

口座振替の手続きをしている者

授業料相当額を所定の預金口座に平成22年2月23日までに入金してください。23日を超える場合は3月上旬頃、大学より本人宛に振込依頼書を郵送しますので、速やかに本学指定口座へ振り込んでください。

口座振替の手続きをしていない者

大学より本人あてに振込依頼書を郵送しますので、速やかに本学指定口座へ振り込んでください。